

食生活改善推進員養成講習会のおしらせ



申・問 健康増進課 (☎826-3471)

市では食を通じた健康づくりを推進するボランティア「食生活改善推進員」を養成しています。健康や食に興味のある方、ボランティア活動に興味のある方、ご家族のそして地域みんなの健康のために！ぜひこの機会に講習会にご参加ください。

時間／午前9時30分～午後3時

(①は午後0時30分まで、⑥は午後2時まで)

ところ／土浦市保健センター

対象者／市内に居住している方で、講習会終了後はボランティア活動に参加できる方

定員／30人(先着順)

受講料／無料(③施設見学は給食試食代280円がかかります。)

申込方法／電話で

とき	内容
① 9月11日(金)	開講式 (開講式・講義)
② 9月25日(金)	バランス食には「コツ」があります！ (講義・調理実習)
③ 10月9日(金)	「食育」を考えよう！ (施設見学・給食試食体験)
④ 10月30日(金)	生活習慣病の「SOS」とは？ (講義・調理実習)
⑤ 11月27日(金)	いつまでも「若々しさ」を保つために (健康体操・講義・調理実習)
⑥ 12月11日(金)	修了式 (調理実習・修了式)

平成27年度 臨時福祉給付金

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として、非課税などの要件を満たす方に、平成27年度も引き続き「臨時福祉給付金」が支給されます。

申・問 社会福祉課 (☎826-1111 内線2100)

申請期間／8月3日(月)～12月25日(金)(土・日曜日、祝日を除く。郵送は当日消印有効)

※ただし、8月9日(日)、12月20日(日)は受け付けます。

申請場所／市役所本庁舎臨時福祉給付金受付会場(新庁舎移転後は社会福祉課窓口で受け付けます)

支給対象者／

平成27年1月1日現在、土浦市に住民票があり、平成27年度分の市・県民税(均等割)が課税されていない方が対象です。

※ただし、課税されている方に生活の面倒をみてもらっている場合(住民税においてどなたかの扶養になっている場合)、生活保護の受給者である場合などは対象になりません。

支給額および支給回数／

対象者1人につき6000円を1回限り支給

申請書類／

申請書、本人確認書類、口座が確認できる書類

※申請書は、8月3日に個人住民税のお知らせを送付するのに合わせて、市民税が課税されていない方あてに送付します。

申請方法／郵送または直接

受付日	受付時間	受付会場名
8月20日(木) 21日(金)	午前9時から 午後4時	一中地区公民館 二中地区公民館
8月25日(火) 26日(水)		三中地区公民館 六中地区公民館
8月27日(木) 28日(金)		新治地区公民館
9月1日(火)		上大津公民館
9月1日(火) 2日(水)		神立地区コミュニティセンター
9月3日(木) 4日(金)		都和公民館

※上記日程で、各地区公民館および神立地区コミュニティセンターで受け付けます。

○期間中は会場の混雑が予想されますので、郵送での申請にご協力ください。